

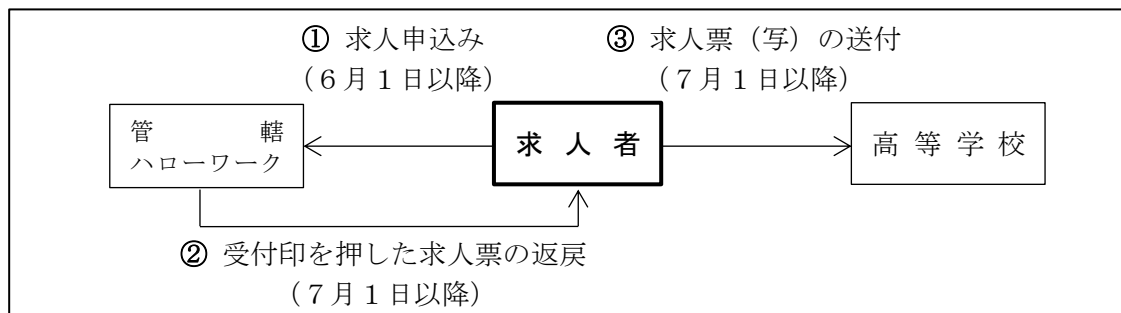
1 学卒求人の申込日程等（令和6年度）

（1）令和6年度求人申込・選考等日程

	中学校	高等学校	大学（院）・短期大学 高等専門学校・専修学校
2月			1日 安定所での求人受理開始
3月			1日 広報活動開始
4月			1日 求人票の展示・公開開始
5月			
6月	1日 安定所での求人申込みの受理開始	1日 安定所での求人申込みの受理開始	1日 採用選考活動開始
7月	1日 安定所から他の安定所への求人連絡開始	1日 安定所が確認した求人票の返戻開始 学校への求人申込み開始	
8月			
9月		5日 応募者の推薦開始 16日 応募者の選考開始	
10月			1日 正式な採用内定開始
11月			
12月			
1月	1日 応募者の推薦及び選考の開始		
2月			
3月		卒業後、就業開始可能	
4月	1日 就業開始可能日		
備考	積雪地域の中学校は、12月1日から推薦・選考開始	沖縄県内の高校は、8月30日以降推薦開始可能	

(2) 新規高等学校卒業者

(求人票提出から高等学校への求人票送付のながれ)



① 求人者の申込み（6月1日受付開始。土日祝日と重なる場合はその翌日から）

高卒用求人票は、(1) 求人申込書（高卒）に求人内容等を記入する方法（P32 参照）、(2) ハローワークインターネットサービス上で求人者マイページを開設し、マイページの求人仮登録機能を利用する方法（P36 参照）、(3) ハローワークの来所者端末の求人仮登録機能を利用する方法のいずれかにより職種別により作成し、管轄ハローワークにお申込みください。

併せて、推薦依頼校がある場合は、「高校求人推薦依頼校名簿」（P72 参照）を提出してください。名簿については、求人申込書（高卒）、求人者マイページの求人仮登録機能またはハローワークの来所者端末において、「指定校推薦」欄に学校名等の必要事項を記入（入力）した場合であっても、別途（高校求人推薦依頼校名簿）の提出が必要となりますのでご注意ください。

求人者の申込みにあたって

求人は特定の高等学校に限定せず、広く多くの生徒に応募の機会を与えるようご配慮をお願いします。定時制・通信制高等学校に対する求人は全日制と同様に取り扱ってください。

また、高等学校では、ハローワークに提出された求人の内容を前提として生徒への就職指導を行うため、提出後に労働条件の変更がないよう、求人者をハローワークへ提出される前に再度内容の確認をお願いします。一度提出された求人内容を変更する場合、変更の必要性等についてハローワークより確認させていただく場合があります。

② 受付印を押印した求人票の返戻（7月1日以降。土日祝日と重なる場合はその翌日から）

いただいた求人者の内容等を確認し、受付印を押印した求人票を返戻します。

また、公開希望求人については、インターネット（高卒就職情報 WEB 提供サービス（P17 参照））で、全国の高校に対して公開します（翌年6月末まで）。

③ 求人票（写）の送付（7月1日以降）

推薦依頼校がある場合は、ハローワーク受付印のある求人票（写）に、高校求人推薦依頼校名簿（写）を添えて、各校へ送付してください。

※会社で独自に求人票を作成し送付することはできません。

④ 採用選考（9月16日以降開始）

紹介（推薦）開始…学校又はハローワークから全国高等学校統一用紙（P69、P70 参照）により、**9月5日以降**（到達主義）行います。※沖縄県については8月30日以降です。

採用選考開始………**9月16日以降**実施してください。

※ 応募から採用選考までの期間が長いと生徒に余計な不安を与えることとなりますので、9月16日以降速やかに採用選考を実施してください。

※ 採用選考については、書類選考のみで採否を決定するのではなく、面接試験により職務遂行に必要な「能力・適性」を判定し、総合的な評価により採否を決定していただきますようお願いいたします。

⑤ 応募書類

全国高等学校統一用紙を使用していますので、**これ以外の用紙等（社用紙）は一切学校や生徒に求めない**てください。

⑥ 採否結果の通知

採否は選考後速やかに決定し、学校及び本人あて通知書を各一部作成の上、両方の通知を学校へ送付してください（遅くとも7日以内）。

※不採用通知が遅れますと、生徒が他社へ応募する機会が失われます。

※不採用の場合は、提出された応募書類を学校へ返すと共に、不採用理由を具体的に記入した書類も送付してください。

⑦ 採用内定

採用を内定した場合は、「新規高等学校卒業生採用内定状況報告書」に内定者の「出身学校名、管轄安定所名、求人番号」等を記載し、事業所管轄ハローワークへ提出してください。（P71 参照）

採用内定取消しの防止について（P105～P107 参照）

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな失望を与えるものであり、できる限り防止することが重要です。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき厚生労働大臣が定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

1. 採用内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じること。
2. やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には、誠意を持って対応すること。



3. 採用内定の取消しを行う前に、**まずはお近くのハローワークまでご相談ください。**

⑧ 未充足求人

採用内定者を連絡する際に、引き続き採用可能な求人がある場合は、「求人番号、職種、人数」をお知らせください。(P71 参照)

高卒求人のインターネット公開について

ハローワークで受理した高卒求人については、全国の高校に対して、「高卒就職情報 WEB 提供サービス」(<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>) を通じて求人情報を提供しています。

そのため、企業が推薦依頼していない高校から生徒が応募してくる場合もあります。応募の際には、事前に高校から応募の可否について問い合わせがありますが、依頼校ではないからという理由だけで拒否せずに、広く選考対象としていただきますようお願いいたします。

なお、応募を指定の高校に限る等、インターネット公開を希望しない場合は、求人申込書(高卒)の「求人区分」欄「公開希望」で「4. 求人情報を公開しない」、ハローワークの来所者端末または求人者マイページの求人仮登録時に「求人情報・事業所名の公開範囲」欄で「4. 求人情報を公開しない」を選択してください。

⑨ 高等学校卒業者の採用選考について

高等学校卒業者の採用選考につきましては、「高等学校就職問題検討会議」(文科省、厚労省、全国高等学校校長協会、主要経済団体が参画)において全国統一的に採用選考期日等の申し合わせを行った上で、「都道府県高等学校就職問題検討会議」において、都道府県ごとの状況に応じた具体的な運用を行っています。

このような統一的採用選考開始の期日の決定や、企業が自社への応募に際して単願を求め、学校側としても、選考開始日から一定期間に限り、一人の生徒が応募できる企業を一社として学校推薦をしている、いわゆる「一人一社制」等の高等学校卒業者の就職あっせんの仕組みについては、できるだけ多くの生徒に応募の機会を与えるとともに、高等学校教育への影響を最小限にとどめる短期間のマッチングを可能とする仕組みとして、学校現場や企業において広く普及・定着するとともに、高校生への円滑な職業生活への移行に貢献してきたと考えられます。

以上を踏まえ、埼玉県教育局をはじめとした学校関係者、労働局、経営者団体、支援団体等の参加により開催された「埼玉県高等学校就職問題検討会議」において、令和6年度(令和7年3月高等学校卒業予定者)については、現行の就職慣行を維持しつつ、生徒の職業意識を高めるとともに、複数の就職機会の中から希望に合致した職業を選択できるよう下記のとおりのお申し合わせを行ったところです。

事業主の皆様には、この申し合わせの趣旨と内容をご理解いただき、今後も高等学校卒業予定者の採用活動が適切に行われるようご協力をお願いいたします。

埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項

※令和6年4月30日申し合わせ

1 複数応募・推薦について

令和6年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は、複数の応募・推薦（原則2社まで）を可能とする。

2 応募前職場見学について

就職希望生徒の職業や職場に対する理解を深め、適切な職場選択及び就職後の早期離職の解消に資するため、事前・事後指導の徹底を図り、応募・推薦開始日前の職場見学を推進する。

埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項

1 複数応募・推薦の方法について

(1) 9月中に採否の確認が取れていない場合の、10月以降の取扱いについて

9月5日から9月30日までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに出ていない場合、10月1日からの応募・推薦について、併願者を可とした求人、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

(2) 10月以降の取扱いについて（併願者を可とした求人）

10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から採否の連絡があった場合は、次のとおりとする。

- ① A社採用決定・B社連絡待ち
B社の連絡を待ち、2社とも採用の場合はA社・B社のいずれかを選択する。
- ② A社不採用・B社連絡待ち
C社に応募・推薦できるものとする。

(3) 単願求人であって、7日経過しても採否の連絡がない場合について

単願での応募・推薦に係る場合でも、採否が7日経過しても出ない場合は、併願者を可とした求人、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

(4) 併願応募し、2社から内定を得た場合の内定の承諾について

生徒は2社の内定を得た場合は、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、学校から内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

2 応募前職場見学の実施について

実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 実施時期は、原則として夏休み期間中など、学事日程への影響が少ない時期とする。
- ② 応募・推薦開始日前の職場見学については、生徒が自身の適性を探るため、複数訪問を促すなどの事前指導及び応募に向けての意思決定を図るなどの事後指導を徹底する。
- ③ 事業主は、特定の予定日に実施する場合は、学校によって夏休みの始期・終期が異なることに配慮する。また、生徒個人の状況など直接採用選考につながる質問をすることや履歴書等の提出を求めることのないようにする。

3 就職面接会における複数応募の取扱いについて

就職面接会は、正式応募前の「予備面接会」と位置付け、複数の企業での面接を可能とし、後日、学校を通じて正式に応募を行う。正式応募する場合は、申し合わせ事項のとおり、9月中までは1人1社の応募・推薦とし、10月1日以降は原則2社までの取扱いとする。

4 オンラインを活用した採用選考等について

事業主は、オンラインを活用した応募前職場見学や採用選考を行う場合、学校と事前調整を行う。また、オンラインを活用する際は、生徒や学校の個々の事情に配慮する。なお、オンライン面接への対応可否を採用基準としたり、対応できないことをもって、不利益な取扱いを行わないようにする。

5 民間職業紹介事業者が行う高等学校卒業予定者に係る職業紹介について

職業紹介に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 採用選考期日等については、「高等学校就職問題検討会議」における取りまとめを遵守すること。
- ② 複数応募・推薦については、「埼玉県高等学校就職問題検討会議」における申し合わせを遵守すること。
- ③ 「学校との連携」をはじめ、職業安定法や同法に基づく指針（※）を十分に踏まえ、事業者としての責務を果たすこと。
（※）（平成11年労働省告示第141号）（最終改正 令和4年厚生労働省告示第198号）
- ④ 応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」を使用すること。

6 その他

生徒と企業の適切なマッチングのために、キャリア教育の一層の充実を図るとともに、令和6年度以降、1人1社制（単願応募）並びに1人複数社制（併願応募）併用の調査・研究を実施する。

令和6年4月30日確認